

介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについて

令和 7 年 4 月より、介護職員等処遇改善加算の制度が一本化され、介護職員等の人事費改善の取り組みを、下記のとおり行っています。

記

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

1. 介護福祉士資格取得のための対策として、勉強会の時間を確保し実施しています。
2. 介護福祉士資格取得を促し、実務経験 1 年以上の介護職員に対し、実務者研修の受講料を法人で負担しています。(法人内規程による)
3. 各種資格および研修の情報を職員に提供し、資格取得を促進しています。

両立支援・多様な働き方の推進

1. 子育てや介護、病気療養等と仕事の両立を目指す職員のための休業制度等を実施しています。
2. 職員サポート制度を活用し、職員の事情等状況に応じた勤務シフトや短時間勤務制度を導入しています。
3. 有休取得率 100%、残業ゼロを目標にして、環境の整備に取り組んでいます。
4. 働き方や子育て等、悩みごとの相談窓口を設置し対応しています。

生産性向上のための業務改善の取り組み

1. タブレット端末等の ICT 活用およびセンサーヤインカム等の導入による業務量の負担軽減を図っています。
2. 接遇委員会を中心に 5S 活動等の実践による職場環境の整備を実施しています。

賃金改善を行う賃金項目及び方法

1. 支給対象となる介護職員に毎月一定額を基本給に上乗せして支給します。
2. 支給対象となる介護職員に、5月末日に賞与として支給します。
(支給額は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)

以上